



ぜひ、ご利用ください！

## 亀山市乗合タクシー 「かめやまのりあいタクシー のりかめさん」



市では、自宅近くのあらかじめ登録された地域停留所から、公共施設、鉄道駅、医院などの特定目的地停留所まで、乗合タクシーで送迎する「かめやまのりあいタクシー のりかめさん」を運行しています。

### 問合せ先

産業振興課商工業・地域交通グループ  
(☎84-5049)

### ■乗合タクシーとは？

前日までに電話で予約していただき、「予約した時間」と「予約した目的地の方向」が同じ人がいた場合、それぞれの人をお迎えしながら、「乗り合い」でそれぞれの人の目的地まで運行するサービスです（運行エリアは亀山市内）。

### ■利用料金（1人1乗車につき）

500円～1,500円（乗り合うことになった場合は400円～1,200円）

※利用する区間により料金が異なります。

### ■利用できる人

事前に利用者登録をした亀山市民で、運行車両への乗り降りに介助などがなく、次のいずれかに該当する人

- ① 満65歳以上満75歳未満で四輪運転免許がない人
- ② 満75歳以上の人
- ③ 運転免許を自主返納した人
- ④ 心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人
- ⑤ 心身的な理由により車を運転できない人

### ■運行日と運行時間

月曜日～土曜日の午前9時30分～午後3時30分

※日曜日、祝日、年末年始は運休

### ■利用者登録の手続き

次の「登録に必要なもの」を持参して、受付窓口へお越しください。

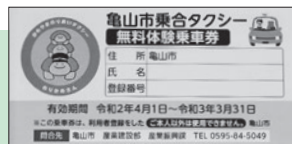
受付窓口…産業振興課商工業・地域交通グループ（市役所2階）、地域福祉課障がい者支援グループ・長寿健康課高齢者支援グループ（あいあい）、地域観光課地域サービスグループ（関支所）、加太出張所

<登録に必要なもの>

| 本人が申請する場合                  | 代理人が申請する場合         |
|----------------------------|--------------------|
| ① 本人の身分証明書                 | ① 登録者本人の身分証明書（写し可） |
| ② カラーの顔写真（申請前6カ月以内に撮影したもの） | ※代理人の身分証明書は不要      |
| ※サイズ縦3cm×横2.5cm            | ② 登録者本人のカラーの顔写真    |
| （申請窓口での写真撮影も可）             | （申請前6カ月以内に撮影したもの）  |
|                            | ※サイズ縦3cm×横2.5cm    |

※利用者登録は、受付状況により、利用カードの送付までに時間がかかる場合があります。また、無料体験乗車券の使用期限の間際は、登録受付の混雑が予想されるので、お早めにご登録ください。

無料体験乗車券を配布しています！



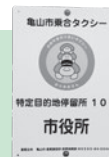
実際にご利用いただき、制度を理解してもらう体験的な乗車機会をつくるために、令和2年度も登録者全員（すでに登録済みの人を含む）に無料体験乗車券を配布しています。

この機会に、ぜひ「かめやまのりあいタクシー のりかめさん」をご利用ください。

無料体験乗車券 3,000円分

使用期限 令和3年3月31日（水）まで

「特定目的地停留所」設置希望の事業者を募集しています！



特定目的地停留所の設置を希望する事業者を随時募集しています。乗合タクシーは、市内各地から直接行き来できますので、来客者の増加が期待できるほか、施設のPRにもつながります。

設置希望の事業者は、詳しい内容や手続きなどを案内しますので、産業振興課商工業・地域交通グループへ電話またはEメール（☎shokogyo@city.kameyama.mie.jp）までお問い合わせください。